

甲南大学と甲南女子大学との単位互換の協定書

甲南大学（甲）と甲南女子大学（乙）とは、両大学の研究・教育上の環境を考慮し、両大学が特色ある教育をより充実させることを目指し、両大学の学則の定めるところに従い、単位の互換に関して次のとおり協定する。

1 単位互換の対象となる授業科目

単位互換となる授業科目は、相互補完的なものとし、互惠原則に照らして、相互の提供科目及び科目数を調整する。

2 単位互換の対象となる学生

前項の授業科目について履修を許可された者とする。

なお、人数については当面は各大学1セメスター30名以内とする。

3 単位互換の対象となる学生の身分の取り扱い

両大学は、履修を許可した相手校の学生を科目等履修生として取り扱う。

4 履修上の手続き

両大学の学則の定めるところによる。

5 単位の認定

- (1) 科目等履修生が履修した授業科目の成績の評価および単位の認定については、当該授業科目を開講する大学の定めるところにより行う。
- (2) 両大学の学長は、相手校の科目等履修生が履修した授業科目の成績の評価および単位認定を相手校に通知する。
- (3) 両大学は、相手校が認定した成績の評価および単位を自大学の定めるところにより認定する。

6 科目等履修生

科目等履修生は互惠原則に照らして、徴収しない。

7 協定期間

- (1) この協定期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。
- (2) 甲または乙から変更の意思表示がないときは、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
- (3) この協定に定めのない事項および本協定に疑義あるときは、甲および乙が協議のうえ、定めるものとする。

平成20年10月3日

甲南大学

学 長

高 阪 薫 ㊞

甲南女子大学

学 長

坪 内 良 博 ㊞